

香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例

(目的)

第1条 この条例は、香芝・王寺環境施設組合同規約（昭和51年奈良県指令地第275号。以下「規約」という。）第3条に規定する共同処理する事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(共同処理する事務の範囲)

第2条 規約第3条に規定する事務は、次の各号のいずれかに該当する場合を含むものとする。

- (1) ごみ焼却施設の廃止に伴う当該施設の解体
- (2) ごみ焼却施設の改修
- (3) ごみ焼却施設の設置に伴い周辺地域に対して実施するコミュニティ施設、周辺道路等及び関連事業等の整備

(経費の負担区分)

第3条 前条各号の事務に要する経費については、規約第12条第1項第1号の負担区分の割合とする。

2 前条第3号の事務に要する経費については、ごみ焼却施設が立地する組合市町が負担し、他の組合市町がその一部を当該市町に補助するものとする。

3 前項の補助相当額については、当該経費に充当すべき補助金及び地方債の額から普通地方交付税交付金の算定となる基準財政需要額に算入される金額を減じて得られた額を基礎として、第1項による負担割合による分担金相当額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。